

## 週休2日の積算方法について

### ○労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】  
＝ 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】  
＝ 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休2日補正係数

### ○機械経費（賃料）

- 機械賃料（週休2日の補正後）【円未満切捨】  
＝ 機械賃料<sup>\*</sup> × 週休2日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

### ○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】  
$$K_r = A \cdot P^b$$
  
K<sub>r</sub>：共通仮設費率（%）  
P：共通仮設費対象額 A、b：工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】  
＝ 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】  
＝ 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休2日補正係数

### ○現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】  
$$J_o = A \cdot N_p^b$$
  
J<sub>o</sub>：現場管理費率（%）  
N<sub>p</sub>：対象純工事費 A、b：工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】  
＝ 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】  
＝ 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休2日補正係数

### ○市場単価・標準単価

- ・ 市場単価・標準単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】  
＝ 市場単価・標準単価（基準額） × 週休2日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】  
＝ 市場単価・標準単価（週休2日の補正後） × 施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

## 週休2日工事の補正係数について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」による場合)

岡山県週休2日工事实施要領にある「**通期**」の条件を、「**4週8休以上**」とする。  
また、「**月単位**」の条件は**適用しない**。

※岡山県農林水産部発注の工事で、岡山県土木部積算基準の諸経費体系を使用する工事については、土木部の週休2日工事の補正係数を使用してください。ただし、月単位の条件を適用しないでください。

### ○ 労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.05

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

### ○ 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工(簡易吹付法砕工も含む)		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

※簡易吹付法砕工(物価資料掲載以外の市場単価)については、吹付砕工を準用する。

※基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数(現場閉所・通期)のものを使用する。

・「土木工事標準単価」⇒ 工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01

※基準書に記載していない標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（現場閉所・通期）のものを使用する。

#### ○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。